

令和7年度福島県歯科保健対策事業(案)について

福島県健康づくり推進課

事業名		実施形態	事業の概要	備考
1	市町村歯科保健強化推進事業 ・福島県歯科保健情報システム運用 ・市町村歯科保健強化推進検討会 ・市町村歯科保健強化推進研修会	県健康づくり推進課・保健福祉事務所にて実施	県全体及び各地域における歯科保健事業を効果的・効率的に実施するため、各地域の歯科保健情報を集約するシステムを運用するとともに、そこから把握された課題と対応等を県全体として協議する場、更には、各地域ごとに協議検討し対応にむけたネットワークづくりやスキルアップの機会等を整備し、歯科保健対策の推進を図ることを目的に以下の事業を実施する。 ①福島県歯科保健情報システムの運用、見直し・・・県(関係課含む)・各保健福祉事務所・市町村・教育関係機関が協働して実施 ②市町村歯科保健強化推進検討会・研修会の開催(保健福祉事務所で開催)	継続 ※内容変更
2	地域歯科保健活動推進事業	保健福祉事務所にて実施	地域保健法第6条第1項第9号、第7条、第8条に基づき、各保健所が、所管する地域の実情や健康課題等をふまえ、歯科口腔に関する地域住民の健康の保持増進への支援、地域の歯科保健対策を推進するために必要な以下の活動等を実施する。 ①地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施 ②歯科保健事業に関する情報の収集 ③市町村への技術的助言及び地域住民への啓発等	継続
3	子どものむし歯対策事業	県健康づくり推進課・保健福祉事務所にて実施	今後も安全で高い効果が得られるフッ化物洗口を幼児期から学童期の子どもたちに実施できるよう体制整備等を実施する。 ①フッ化物洗口の導入支援(保健福祉事務所で実施) ②フッ化物洗口の継続に向けた支援(保健福祉事務所で実施) ③福島県フッ化物応用マニュアル第Ⅱ版の改訂(国のマニュアルや県条例及び計画改定、薬剤形態等のフッ化物洗口を取り巻く状況が変化していることを受け、改定) ④ポーションタイプ活用自治体等の事例報告を含めた研修会の開催(本庁) ⑤子どものむし歯予防に関する普及啓発資材の作成、配布 ⑥健康イベント等でフッ化物洗口の体験	継続 ※内容変更
4	歯周病予防推進事業	県健康づくり推進課・保健福祉事務所にて実施	モデル市町村や事業所において、簡易な歯周病リスク検査と保健指導及び受診勧奨を行い、個人の意識の醸成や行動変容を図るとともに、本取組を県内に広く周知し、成人期における歯周病対策を推進する。 特に職域におけるオーラルフレイル対策の啓発資材の配布。	継続 ※内容変更
5	みんなのお口の健康支援事業 ←成人歯科保健強化推進事業	委託事業 (歯科医師会)	歯科保健事業を効果的に推進するため、専門的な知識を有している歯科医師会に委託し、市町村及び歯科に関わる関係者向けの専門研修会等を開催。	継続 ※事業名変更 ※内容変更
6	ヘル歯ーライフ8020推進事業 (8020達成者認定)	歯科医師会との共催事業	全国的な歯科保健運動である「8020運動」の推進とその目標である8020達成者の増加を図ることを目的に、県内で新たに8020を達成した県民を認定することにより、歯・口腔の健康の保持増進の大切さ等の普及啓発の機会とする。	継続
7	フレイル対策の住民向け普及啓発業務	委託事業	フレイル対策においては、口の健康状態も重要であることから、主に高齢者を対象として、テレビや新聞、ラジオ等によりオーラルフレイルを含む普及啓発を行う。	継続
8	(新)口腔保健支援センター事業	県健康づくり推進課内に設置	【設置目的】 本県の歯科保健事業の充実・強化及び関係危難・団体との連携強化を図り、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進するため、「福島県口腔保健支援センター」を設置する。	※新規
①	福島県歯科保健対策協議会設置運営事業	県健康づくり推進課にて実施	県内の歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進するため、学識経験者、県歯科医師会、県歯科衛生士会、関係機関代表者、一般県民等で構成される協議会を県に設置する。協議会では、関係機関及び関係団体等との連携・協力に関することや、福島県歯科保健基本計画の進行管理に関すること等、歯科保健の向上のために必要な事項を検討する。	継続
②	高齢者、障がい児・者への口腔ケア支援事業 ←ヘル歯ーケア推進事業	県健康づくり推進課・保健福祉事務所にて実施	在宅療養者や高齢者・障がい児等の施設入通所者の口腔状態の改善を図るため、口腔ケア及び口腔保健指導を行う家族、施設職員等への口腔ケア指導を行う。高齢者、障がい児・者等の配慮を要する方に関する歯科保健研修会を開催。	継続 ※事業名変更 ※内容追加
③	(新)災害時の歯科保健推進事業	県健康づくり推進課にて実施	これまでの災害対応を振り返りながら、課題を整理し、行政歯科保健従事者の役割や関係団体等との連携体制等の明確化を図るとともに、関係者と共有するための検討会・研修会を実施。	※新規